

## 「マスク着用」に関して

感染拡大防止策については、「新しい生活様式」に基づき厚生労働省が推奨する基本的な感染防止策（①身体的距離の確保、②マスク着用、③手洗い）とともに、「3つの密」（密閉・密集・密接）を避けることを基本としており、中でも、「マスク着用」の徹底をはかることが極めて重要となっています。

ただし、感覚過敏等によりマスクの着用が困難な方もいるかと思います。着用が困難な方は、「医師の診断書」等を持参の上、各キャンパス事務室に相談するようお願いいたします。状況に応じて、マスク着用が困難であることを示す意思表示カードの携行やフェイスシールドの使用などをお願いする場合があります。また、学生や教職員に対しては、様々な事情によりマスク着用が困難な場合があることについて、理解の促進を図ることとします。

なお、このマスク着用については、新型コロナウイルス感染症の終息宣言が出されるなど、現行の感染拡大防止策をとる必要がなくなったと判断される時までの対応とします。